

教職課程で取得できる教育職員免許状

所属している専攻により、取得できる教員免許状は決められています。これらの専攻に所属していない学生は、教職課程を履修できないため、教員免許取得希望者は必ずここに記載されている専攻に所属する必要があります。

専攻ごとに定められた免許状（主免許）を取得したうえで、他の校種・教科の免許状を副免許として取得することはできますが、履修限度単位数や時間割の関係で、卒業までに副免許を取得できないこともあります。

経営学専攻 ※1

経営・会計コース 高等学校教諭一種免許状 商業
情報経営コース 高等学校教諭一種免許状 情報

法学専攻

中学校教諭一種免許状 社会、高等学校教諭一種免許状 公民

英語専攻

中学校教諭一種免許状 外国語（英語）、高等学校教諭一種免許状 外国語（英語）

ロシア語専攻 ※2

中学校教諭一種免許状 外国語（ロシア語）、高等学校教諭一種免許状 外国語（ロシア語）

歴史文化専攻

中学校教諭一種免許状 社会、高等学校教諭一種免許状 地理歴史

日本語・日本文化専攻

中学校教諭一種免許状 国語、高等学校教諭一種免許状 国語

スポーツ文化専攻

中学校教諭一種免許状 保健体育、高等学校教諭一種免許状 保健体育
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域） ※3

※1 経営学専攻は（2年次に選択する）コースにより主免許が異なります。

※2 ロシア語専攻の中学校教諭一種 外国語(ロシア語)、高等学校教諭一種 外国語(ロシア語)は、令和3（2021）年度をもって課程の認定を取り下げました。課程認定の取下げに伴い、令和4(2022)年度以降の入学生は取得できません。

※3 特別支援学校教諭一種免許状について

特別支援学校教諭一種免許状取得のための科目はスポーツ文化専攻の専門科目ですが、スポーツ文化専攻にとっても副免許となります。スポーツ文化専攻以外の専攻においても、副免許として取得することは可能ですが、特別支援学校教諭一種免許状のみの取得はできません（所属する専攻の中学校教諭又は高等学校教諭いずれかの免許状取得が必要です）。